平成２３年（フ）第２５６号
高知市横浜東町３番28―２号
債務者　萩野　裕一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５８号
高知市神田207番地　県住Ｒ２―15号
債務者　濱田千世子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１６号
福岡県久留米市安武町安武本2671番地３
債務者　江上　立三
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１３１号
福岡市南区大橋３丁目24番、旧住所福岡県筑紫野市大字吉木1492番地69
債務者　長島　利惠
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２５号
福岡県柳川市三橋町蒲船津1170番地１
債務者　森田　博幸
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
宮崎市末広１丁目３番６号　プチメゾン末広303号、住民票上の住所鹿児島県曽於市末吉町二之方6420番地２
債務者　榎宮亜紀子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９７号
宮崎県都城市一万城町65―12　サンハイツ都城103、住民票上の住所宮崎県北諸県郡三股町稗田58番地５
債務者　壽山　千尋（旧姓三森）
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第９９号
宮崎県東臼杵郡門川町平城東２番１号　町営住宅53棟５号
債務者　米良テル子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１８４号
沖縄県糸満市字糸満2041番地の１オアシス糸満403号
債務者　幸地　明香
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１８５号
沖縄県中頭郡西原町字幸地1011番地の１　外間アパート202号
債務者　石垣　秀美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１号
沖縄県石垣市字新川８―４　シャトレ金城403
債務者　林　　広幸
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第１３２号
長野県須坂市大字須坂863番地５　セジュール鎌田Ａ102中岫治方、前住所長野県須坂市大字小山523番地
債務者　菅原　香織
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
長野県千曲市大字雨宮2422番地19
債務者　成澤　好正
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５５号
長野県東御市滋野乙2403番地１
債務者　佐藤　修一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４２号
長野県駒ヶ根市上穂栄町５番６号
債務者　諏訪喜代子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１９０号
兵庫県伊丹市森本１丁目56番地10　マンションピーク202号、前住所兵庫県伊丹市荒牧南４丁目11番５号
債務者　舞田　光宏
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部